

第8章



四季の大木樹

再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

第1節	再犯防止に向けた基盤の整備等	178
-----	----------------------	-----

第1節 再犯防止に向けた基盤の整備等

1 関係機関における人的・物的体制の整備

(1) 関係機関における人的体制の整備【施策番号 88】

警察庁は、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案への迅速・的確な対応、少年非行の未然防止、暴力団員の社会復帰対策に係る体制整備を推進している。

法務省は、高齢者や障害を有する者を始めとして、出所後に福祉的支援を要する受刑者等に対して的確な支援を行うため、矯正施設に福祉専門官等を配置している（【施策番号 26】参照）。

また、更生保護官署には、受刑者に対する重点的・継続的な生活環境の調整、満期釈放者に対する社会復帰支援の充実強化等のため、地方更生保護委員会に調整指導官を配置し、一部の保護観察所に社会復帰対策官を配置している。

検察庁は、起訴猶予者等のうち入口支援が必要である者について、社会福祉事務所や保健医療機関、特定非営利活動法人等に受入れを依頼したりするなどの社会復帰支援業務等を担当する検察事務官を配置している。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対して就労支援を行う就職支援ナビゲーターをハローワークに配置している。

(2) 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号 89】

警察は、ストーカー加害者への対応、非行少年に対する支援、暴力団からの離脱に向けた指導等を担当する職員に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育・研修を行っている。

法務省における研修については【施策番号 32】を参照。

法務省及び検察庁職員の研修等への派遣については【施策番号 81、94】を参照。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対する就労支援を担当する労働局やハローワークの職員等に対して、必要な研修等を実施している。

(3) 矯正施設の環境整備【施策番号 90】

法務省は、矯正施設において、医療体制の充実、バリアフリー化や各種矯正処遇の充実等のための環境整備を行うほか、老朽化した矯正施設の建替えを始め、物的体制の整備を進めている。2023年度（令和5年度）は、職業訓練等の指導を円滑に実施するための改修・修繕を行ったほか、高松刑務所等の再犯防止施策に資する施設の整備を推進した。しかしながら、矯正施設 273 庁（農場を含む。）のうち、105 庁が現行の耐震基準制定以前に建築された施設であり、老朽化対策を必要とする施設が多く残っていることから、今後も、拘禁刑を見据えた模様替え工事等を始め、各種施策に合わせた改修・修繕を行うとともに、現行の耐震基準制定以前に建築された老朽施設の建替え・長寿命化改修等を実施することとしている。

2 業務のデジタル化、効果検証の充実等

(1) 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実のための基盤整備【施策番号 91】

法務省は、受刑者等の情報をデジタル化し、一元的管理を推進することで、矯正行政の効率化

を図るとともに、より精度の高いデータに基づく処遇の実態把握や再犯防止効果の可視化を通じて矯正処遇の一層の充実を図るため、これまでの業務システムを刷新し、2024年度（令和6年度）から、全国の矯正施設において、矯正処遇・再犯防止業務支援システムの運用を開始することとしている。

また、刑事手続のデジタル化に対応し、保護観察処遇等を充実させるとともに、保護司活動の負担低減を図るため、電子データによる書類の作成・管理、オンラインによる書類の発受等が可能となるよう、更生保護官署における業務全般のデジタル化に取り組んでいる。2023年度（令和5年度）は、デジタル化に向けた調査研究を行い、必要な技術的検討を行った。

（2）再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用【施策番号 92】

法務省は、検察庁、矯正施設及び更生保護官署がそれぞれのシステムで保有する情報のうち、犯罪をした者等の再犯等を防止する上で必要と認められる情報を一元的に管理・共有するデータ連携基盤である刑事情報連携データベースシステム（以下「SCR P^{※1}」という。）を運用している。他の機関が個々の対象者に実施した処遇・支援等の内容の詳細を把握できる「データ参照機能」や、再犯の状況把握や施策の効果検証等を簡易・迅速化する「データ分析機能」を利活用することにより、①各機関における個々の対象者に対する処遇・支援等の充実、②再犯の状況や施策の実施状況の迅速かつ効率的な把握、③施策の効果検証や再犯要因等の調査研究等を行うとともに、必要に応じ、施策の見直しや新たな施策の企画を行うなどして再犯防止施策の推進を図っている。さらに、2023年（令和5年）から、SCR Pの機能等を見直す観点から、一層の情報連携の促進と連携した情報のより効果的な利活用を実現するための方策等について検討を開始した。

また、法務総合研究所では、2023年6月に発刊した研究部報告65「非行少年と生育環境に関する研究」及び同年12月に公表した令和5年版犯罪白書の特集「非行少年と生育環境」において、非行少年及びその保護者に対して実施した質問紙調査の結果等を踏まえ、非行少年の生育環境等に焦点を当て、その実態を明らかにするとともに、日常の生活状況、修学・就労の状況、周囲との関わり・社会とのつながり等について分析して報告した。2024年（令和6年）3月に発刊した研究部報告66「女性犯罪者に関する総合的研究」においては、近年の女性犯罪者の動向のほか、女性受刑者等（比較対象としての男性受刑者及び参考対象としての女子少年院在院者を含む。）に対する質問紙調査の結果等を踏まえ、女性受刑者の基本的属性、逮捕前の生活状況、生活意識・価値観・心理的側面等について分析して報告した（【施策番号 81】参照）。

（3）再犯防止施策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の推進【施策番号 93】

法務省においては、エビデンス（科学的根拠）に基づく再犯防止施策の推進に向けて、効果検証と、その結果を踏まえた施策の一層の充実に向けた検討を行っている。令和5年版再犯防止推進白書の特集においては、犯罪や非行から離脱した当事者の語りを取り上げ、社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因の分析を試みた。

矯正局では、矯正研修所効果検証センター^{※2}等と協力して、刑事施設における職業訓練の効果検証を実施したほか、刑務所出所者等の職場定着を促進するための取組について、刑務所出所者等を雇

※1 SCR P

System for Crime and Recidivism Prevention の略称。システムの機能と実績、活用例等については、令和3年度法務省行政事業レビュー公開プロセス資料参照
<https://www.moj.go.jp/content/001350629.pdf>



※2 効果検証センター

矯正行政におけるEBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の担い手として、刑事施設や少年院における処遇プログラムの開発やその再犯防止効果の検証、受刑者や非行少年の再犯・再非行の可能性や指導・教育上の必要性を把握するアセスメントツールの開発・維持管理等を行う矯正研修所の部署。

用する事業主に対する調査を行った。その他、刑事施設における矯正処遇、少年院における矯正教育及び社会復帰支援、少年鑑別所における鑑別・観護処遇等に係る効果検証に加え、アセスメントツール（例えば、受刑者用一般リスクアセスメントツール（G ツール）（【施策番号 50】参照）、法務省式ケースアセスメントツール（M J C A）（【施策番号 50】参照））や処遇プログラムの開発及び維持管理に資する研究等を体系的に実施している^{※3}。加えて、効果検証センターは、有為な人材の育成や職員の職務能力向上に資するため、外部専門家を講師に招へいして、拡大研修会を計画的に企画・実施しており、2023 年度（令和 5 年度）は、カウンセリングプロセスの在り方の理解、犯罪被害者の実情の理解と支援者のセルフケア、グループワークの基礎等をテーマとして取り上げたことに加え、同センター設置から 5 年経過したことを踏まえ、これまで得られた成果や知見を矯正実務に還元するためのシンポジウムを開催した。

保護局では、保護観察所における暴力防止プログラムに係る効果検証、依存性薬物（規制薬物等、指定薬物及び危険ドラッグ）の使用を反復する傾向を有する保護観察対象者等について、地域における民間団体等による援助や支援の利用状況と、薬物再乱用防止プログラムとの関連についての効果検証等を行っている。これらの検証を通じ、効果検証の結果等を踏まえた施策内容の見直しの検討を含め、再犯防止に関する施策の一層の推進を図っている。また、更生保護就労支援事業（【施策番号 7ウ】参照）について、支援対象者の就職率及び職場定着率を把握し、施策の効果について、適宜検証等を行っている。

さらに、矯正局及び保護局では、薬物事犯者に対し、施設内及び社会内処遇を通じた一貫した薬物防止プログラムの効果について、特に、対象者が地域における治療・支援につながったか否かを変数の一つとして効果検証を行う計画を立て、2024 年度（令和 6 年度）からデータ収集を開始することとしている。

3 再犯防止関係者の人材育成等【施策番号 94】

法務省は、保護司、更生保護施設職員、更生保護女性会員、BBS 会員等の民間協力者に対して、研修や講演の機会を通じて、犯罪をした者等への処遇や支援に関する知見を提供している。また、地方公共団体との相互理解の促進及び広い視野を有する人材の育成の観点から、地方公共団体との人事交流を実施しており、2023 年度（令和 5 年度）末時点において、出向等により 11 名の職員を地方公共団体に送り出している。さらに地方公共団体の職員等に対して、全国会議やブロック協議会（【施策番号 81】参照）の機会を通じて、再犯防止に関する先進的な取組や好事例等を共有するなどして、再犯防止に関する理解の促進を図っている。

矯正研修所（同支所を含む。）においては、2023 年度から、刑務所出所者等の地域生活定着に向けた支援体制の充実化を図るため、矯正施設において地域との連携窓口を担当する職員等を対象とし、地方公共団体等からも職員を講師等として招いて、再犯防止にも地方創生にも資する取組をともに検討する「再犯防止×地方創生政策ワークショップ型研修」を実施している。

4 広報・啓発活動の推進

（1）啓発事業等の実施【施策番号 95】

法務省は、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（写真 8-95-1 参照）である 7 月を中心に、広報・啓発活動を積極的に展開しており、2023 年度

※3 効果検証センターにおける研究結果
刑事施設における職業訓練の効果検証結果について
https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei13_00004.html



(令和5年度)は、再犯防止啓発ポスター等の作成やSNSを活用した広報啓発を実施した。また、2023年(令和5年)12月には「陣内智則がレポート「再犯防止の現場」～農園での立ち直り支援～」をYouTube法務省チャンネルで配信した。同動画は、タレントの陣内智則氏とタケト氏が、犯罪や非行をした人を雇用し、その立ち直りを支援している農園「埼玉福興株式会社」を訪問し、少年院に入院していた経験のある当事者やその支援者へのインタビューを通じて、再犯防止においては、民間協力者の存在が不可欠であることなどについて学んでいく内容となっている。

その他、法務省は全国8ブロックにおいて再犯防止シンポジウムを開催している。本シンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、2020年度(令和2年度)以降、開催を中止していたが、2023年度は、「検察庁が関わる社会復帰支援・多機関連携」をテーマとして開催し、合計で2,724人の参加を得た。

以上に加え、法務省では、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である。2014年(平成26年)12月に犯罪対策閣僚会議において決定した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするとともに、2015年(平成27年)からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージを発出するなど、本運動は政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

写真 8-95-1 令和5年度再犯防止啓発月間ポスター



写真提供：法務省

2023年に実施した第73回“社会を明るくする運動”では、「#生きづらさを生きていく。」をテーマ（写真8-95-2参照）に、全国で4万5,926回（前年：4万2,660回）の行事が実施され、延べ139万8,782人（前年：128万4,167人）が参加した（【指標番号21】参照）。同運動では、デジタルサイネージや、SNS等の多様な媒体を用いた広報等が行われた（写真8-95-3参照）。また、若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみの持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターである「ホゴちゃん」の活用、吉本興業株式会社と連携した広報・啓発活動が行われた。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人の社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施するとともに、全国の法務局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。2023年における刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の件数は2件であった（前年：4件）。

検察庁においては、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

写真8-95-2

第73回“社会を明るくする運動”ポスター

主唱 / 法務省

一人になるのが嫌だった。
孤立するのが怖かった。
誰かといないと、不安に押しつぶされそうで。

仲間たちに誘われた時、断れなかった。
自分にとっては唯一で、大切なものだったから、
歪な繋がりになりつづいた。

この街に帰ってきて一年。
色んな人に囲まれて、いま、自分は働いている。

元気がないと気づいてくれる食堂のおばちゃん。
失敗を笑い飛ばしてくれる先輩。
仕事の楽しさも厳しさも教えてくれる社長。
自分が罪を犯しても、見捨てなかった幼馴染。

たくさんの顔が思い浮かぶ。
それにすごく、嬉しくなった。

一人でなんでもできるようになることだけが
自立じゃない。
困ったら、誰かを頼ったっていい。

きちんと一人、でも孤独じゃない。

#生きづらさを
生きていく。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第73回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・
再犯防止啓発月間です。

社明 シャーメイ

更生保護マスコットキャラクター「ホゴちゃん」

写真提供：法務省

写真 8-95-3 スポーツ競技場のサイネージの活用



写真提供：法務省

(2) 法教育の充実【施策番号 96】

法務省は、学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育^{※4}の実践の在り方及び教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等、法教育に関する取組について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会及び部会を開催（2023年度（令和5年度）：10回、前年度：6回）している。

2023年度は、2022年（令和4年）4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、高校2年生を主な対象として、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けのリーフレットを全国の高等学校等に配布したほか、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画等を法務省ウェブサイトで公開するなどした^{※5}。

また、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布しており、2022年度（令和4年度）には、刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材である「もぎさい」法教育教材を作成し、教員用の説明資料、授業用ワークシート等の補助資料とともに法務省ウェブサイトで公開した^{※6}。

これらの教材の利用促進を図るため、同教材等を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開しているほか、法教育の具体的な実践方法を習得してもらうため、教員向け法教育セミナーを実施している。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット^{※7}を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

※4 法教育

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識を涵養することを通じて再犯防止に寄与するものである。

※5 成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html



※6 「もぎさい」法教育教材

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_mogisaiban.html



※7 法教育リーフレット

<https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>



矯正施設においても地域の学校等で法教育を行っているところ、特に、少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」等である。2023年度には、矯正施設全体として約2,300回、延べ約11万3,000人に対して法教育を実施した（前年度：約1,500回、延べ約7万4,000人）。

また、保護観察所においては、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施しており、2023年度には、約350回、延べ約2万3,700人に対して法教育を実施した（前年度：約270回、延べ約1万7,500人）。

検察庁においては、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなどし、法教育を推進している。



COLUMN 13

ノウフクフェアの実施について

法務省保護局

「農福連携」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。「農業」と「福祉」が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを出し、社会参画を実現することで、「農業」と「福祉」の両分野がWin・Winの関係を構築することを目指す取組です。

この「農福連携」が本白書のテーマである「再犯防止」とどのように関係するのか疑問に思われる方もいらっしゃるかもしれません。政府が2019年（令和元年）6月に農福連携等推進会議において決定した「農福連携等推進ビジョン」には、「「福」の広がりへの支援」として「犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組」の項目が設けられています。「農福連携」の取組は障害者に限らず、犯罪や非行をした者にも広がりを見せるなど、更なる展開が期待されているのです。実際に、ソーシャル・ファームとして、社会福祉法人等が刑務所を出所した障害のある方を始めとする多様な人々を受け入れ、野菜の生産や畜産などの仕事で活躍する場を提供している例があります。法務省においても、茨城県ひたちなか市と北海道雨竜郡沼田町に「就業支援センター」を設置して、刑務所を仮釈放となった者や少年院を仮退院となった者等を受け入れ、自治体や地域の方々の協力を得ながら一定期間、農業実習を行うなど、就業等による円滑な社会復帰や立ち直りを支援しています。

しかし、特に、犯罪や非行をした者の農業分野における立ち直り支援の取組の広がりはまだまだ途上といったところです。農福連携等推進ビジョンにも広報活動の必要性が取り上げられているように、取組を広げていくためには、まずは知ってもらうことが何よりも重要です。

そこで、2023年（令和5年）10月には、農福連携の普及・啓発を目的とした「ノウフクウィーク2023」が開催されました。これは、農林水産省の呼び掛けにより、特定の一週間に農福連携関連のイベントが集中的に行われたものですが、この期間内に、法務省においても、農福連携等を推進する他の3省庁（農林水産省、厚生労働省、文部科学省）との共同プロジェクトとして「ノウフクフェア」を実施し、各省内の食堂の協力を得て、農福連携等により生産された農産物を用いたコラボメニューの提供を行いました。法務省内の食堂においては、刑務所出所者等を受け入れてくださっている事業所において生産された食材に加え、上述した就業支援センターの入所者が農業実習において生産した野菜や刑務所内において刑務作業として生産された食材を用いて、期間限定のパスタなどが提供されました。

2023年の取組は、基本的には法務省職員が利用する法務省内の食堂での実施となりましたが、今後は一般の方々の目にもとまりやすいような形での取組を検討しています。

読者の皆様も、今後、もしこのようなイベントに接する機会がありましたら、是非とも御参加いただき、食を通じて、農福連携等と再犯防止の取組への関心を高めていただければと思います。



提供料理

「ノウフクフェア」チラシ

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料